

厚生労働大臣 印 第30号
一般社団法人

様

微生物研

TEL (075) 593-3320

検査責任者：常定 妙江

常定妙

[illegible]

備考

細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。
判定はNoがあるものについてのみ水道水質基準の判定をしています。
検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
遊離残留塩素については、依頼書「残留塩素」欄にご記入頂いております数値を転載しております。

厚生労働大臣 (印) 大野 実 第30号
一般社団法人

様

TEL (075) 593-3320

検査責任者：常定 妙江

厚生労働大臣(株大新発審機)第30号
一般社団法人

様

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

常定妙

(様式27)

厚生労働大臣 依 法人格取得機関 第30号
一般社団法人

様

京都微生物研究所

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

常定妙

(様式27)

様

一般社團法人

京都微生物研究所

検査責任者：常定 妙江